

発注工事における最低制限価格について

1 最低制限価格を設ける範囲

公益財団法人東京都都市づくり公社が、(希望制)指名競争入札により発注する土木、建築、設備、その他の工事及び製造の請負について最低制限価格を設ける。

2 最低制限価格の算出方法

(1) 最低制限価格の算定式は次のとおりとする。

$$\text{最低制限価格(税抜)} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

※ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、予定価格算出の基礎となった額(税抜)

なお、この算定式による額が予定価格の10分の7に満たない場合は予定価格の10分の7を最低制限価格とする。

※1 予定価格の内訳に発生材(有価物)の売却費又は分析調査費等が含まれる場合は、その費用を上記算定式に加える。

※2 建築工事(建築設備工事を含む。)における直接工事費は、現場管理費相当分を含んで構成されているため、最低制限価格等の算定にあたっての直接工事費は現場管理費相当分を減じて算定し、現場管理費は現場管理費相当分を加えて算定する。なお、現場管理費相当分は、直接工事費に0.1(昇降機設備工事にあつては0.2)を乗じた額とする。

※3 設備工事(「下水道用機械・電気設備工事積算基準」に基づく工事)の最低制限価格の算定にあたっては、直接工事費に機器費を加えて構成する。機器費は、現場管理費相当分を含んで構成されているため、直接工事費は現場管理費相当分を減じて算定し、現場管理費は機器費の現場管理費相当分を加えて算定する。

また、現場管理費には、据付間接費、設計技術費及び機器費の現場管理費相当分を含む。

なお、現場管理費相当分を明確に区分することが困難である場合は、機器費に10分の2を乗じた額を現場管理費相当分とする。

※4 解体工事は品質を確保すべき成果品(建築物等)が無いことから、最低制限価格の算定式は別に定める。算定式は非公表とする。

- (2) 上記(1)の算出方法になじまない案件については、10分の7以上の範囲で案件ごとに設定した最低制限価格を用いるか、又は、最低制限価格を設定しないものとする。その際は、指名業者に対し、算定式、又は、最低制限価格を設定しない旨を通知するものとする。

3 適用開始時期

平成 29 年 9 月 11 日以降に公表する案件に適用する。

公益財団法人東京都都市づくり公社
総務部 経理課 契約検査係